

文化芸術公演による交流とまちのにぎわい創出事業企画運営業務 プロポーザル実施要領

1 目的

本事業は、市民が演劇やミュージカル、舞踊、歌舞伎、オペラ等の文化芸術（以下、「演劇等」という。）に触れ、豊かな感性を育むことを目的として演劇等の鑑賞事業を実施する。

また、演劇等の取組みを広く発信して、青少年をはじめとした市民が文化芸術に親しむきっかけづくりとし、新しい人材を多角的に募集するとともに、施設を核とした様々な世代・団体等の交流や、まちのにぎわいの創出を図る。

2 業務概要

(1) 業務名

文化芸術公演による交流とまちのにぎわい創出事業企画運営業務

(2) 業務内容

初心者（小学生等）を対象とした演劇等の企画運営
（別紙業務仕様書のとおり）

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年3月24日まで

(4) 業務規模

2者以内を選定する。

委託料を1者あたり825,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）、施設使用料を382,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）とする。

※施設使用料は、市から施設管理者に直接支払うこととする。

3 参加要件

このプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者

(2) 会社更生法（昭和27年法律第127条）の規定による更生手続きの開始を申し立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続きの開始の申し立てがなされていない者。（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けているものを除く。）

(3) 公告の日からこのプロポーザルの参加表明書の提出までの期間に、伊予市建設工事等指名停止及び指名回避措置要綱（平成17年伊予市訓令第79号）又は伊予市建設工事低価格入札者排除措置要綱（平成22年伊予市訓令第20号）に基づいて市長が行う指名停止及び指名回避または排除措置の期間中にない者

(4) 暴力団排除条例（平成23年伊予市条例第30号）第2条第1号から第3号までの規定に該当していない者

4 参加表明書等の作成要領

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に定める書類を提出すること。

(1) 必須書類（指定様式）

ア 参加表明書（様式第1号）

- イ 会社（団体）概要（様式第2号）
- ウ 業務実績書（様式第3号）
演劇等の企画運營業務の実績がある場合は、それを優先的に記載すること。
（公共事業に限定しない。）
業務実施を証する書類（実施概要、収支決算書、記録写真等）の写しを添付すること。

(2) 添付書類

正本にのみ添付すること。ただし、伊予市競争入札参加資格者名簿登録事業者については、ア～エの提出は不用

【会社（法人）の場合】

- ア 印鑑登録証明書 原本（発行後3か月を超えないもの）
- イ 履歴事項全部証明書 原本（発行後3か月を超えないもの）
- ウ 未納税額のないことを証明する納税証明書（以下のいずれか）
 - ① 伊予市内に本店、営業所等を有する者
伊予市税の完納証明書及び国税の納税証明書（法人「その3の3」）
 - ② その他の者
国税の納税証明書（法人「その3の3」）
- エ 直前1年間の財務諸表等

【団体の場合】

- ア 代表者の身分証明書（写真付きの身分証明書）
- イ 団体規約又は会則
- ウ 代表者の住民税納税証明書

5 参加表明書等の提出

前項に定める書類については、下記により提出すること。

- (1) 提出期限
令和6年5月23日（木）午後5時まで
- (2) 提出場所
〒799-3193 愛媛県伊予市米湊820番地
伊予市教育委員会事務局 社会教育課
- (3) 提出部数
提出部数は、正本1部と副本5部の合計6部とし、その内容は次のとおりとすること。
 - ア 正本（ファイル綴じとする。）
前項に記載する書類
 - イ 副本（ホッチキス留めとする。）
前項第1号の内、様式第2号及び第3号の書類の写し（添付書類は不要とする。）ただし、提出者が特定できる記載は行わないこと。
- (4) 提出方法（以下のいずれかの方法による。）
 - ア 持参
受付は午前9時から午後5時（土日、祝日を除く。）までの間とする。
 - イ 郵送
受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限までに必着